

(別紙 2)

人事訴訟とは、親子関係の存否のような人の基本的な身分関係の確認、離婚のような法定の原因に基づく基本的な身分関係の変動(形成)を目的とする民事訴訟のことをいう。

このような基本的な身分関係の確認・形成については、訴訟手続、すなわち、公開の上で、当事者を対立関与させて行う審理手続による審理が必要であると理解されており、これまでは、人事訴訟手続法による民事訴訟の特則が定められ、訴訟事件の裁判権を有する地方裁判所が第一審手続を行うものとされていた。

一方、家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件について調停を行うものとされており、この調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならないという調停前置主義がとられているため、人事訴訟事項については、家庭裁判所の調停を経た上で訴えの提起がされることになっていた。

家庭裁判所が民事事件について原則的に訴訟事件を審理する権限を持たないという手続の在り方は、家庭裁判所が、従来の訴訟とある意味絶縁することにより、新しい理想を掲げ、一般の司法裁判所とは異なる独自の性格を有する裁判所として出発したことによるが、次のような批判もあった。第一に、人事訴訟事件については、家庭裁判所の調停手続と地方裁判所の人事訴訟手続とに分断され、手続間の連携が図られていないこと。第二に、家庭関係事件の家庭裁判所と地方裁判所の管轄の配分が煩雑で、利用者にとって分かりにくいものがあること。第三に、地方裁判所には人事訴訟の審理・裁判に利用できる家庭裁判所調査官のような専門機関が存在していないことである。家庭裁判所の側からも、基本的な身分関係について一貫した判断が可能ではないことに対する不満の思いもあった。

このような点を背景として、人事訴訟事件を家庭裁判所に移管すべきであるとの議論は古くからあり、平成15年2月に法制審議会により、人事訴訟法案要綱が示

され、平成16年4月に施行が予定される人事訴訟の移管に至った。その要点は、次のとおりである。

第一に、人事訴訟の第一審の裁判権を、専ら家庭裁判所の権限としたこと。第二に、親権者の指定又は子の監護に関する処分若しくは財産の分与に関する処分に関し、裁判所が自由な方法により資料の収集をする事実の調査をすることができるものとし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものとしたこと。第三に、参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができるものとしたことである。

これにより、家庭裁判所は、家事調停・審判から人事訴訟まで身分関係を統一的に取り扱う裁判所となり、専門的立場から家庭裁判所調査官が人事訴訟に関与することが可能となった。また、従来、家庭裁判所が行う家事審判においては、社会人としての健全な良識のある人から選ばれる参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行うことができるものとされていたところ、家庭裁判所への人事訴訟移管に伴って、人事訴訟でも参与員を審理又は和解の試みに立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができるものされた。参与員制度は、「国民の司法参加」の一つであり、これまで、実務上、名、氏の変更や相続放棄などの家事審判事件について、社会一般の考えや常識に基づく意見を述べるということが行われてきた。人事訴訟においては、参与員が当事者ないし証人の尋問期日に立ち会い、離婚原因の有無や慰謝料の金額などの点について社会一般の良識に基づく意見を述べるということになる。

人事訴訟の家裁移管は、民事裁判の点では、家事審判と調停に専念し、国民生活に浸透していった家庭裁判所が、身分関係を統一的に取り扱う真の意味での家庭裁判所への移行する一大転機である。家庭裁判所における人事訴訟も、従来の地方裁判所におけるものと同様に行うのではなく、新たな在り方も探っていくべきである。